

○伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

平成19年12月26日条例第50号

伊賀市子ども健全育成施策検討委員会条例

(設置)

第1条 少子化社会における伊賀市の子どもたちの健全育成を推進するための諸施策（以下「育成諸施策」という。）を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、育成諸施策について所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会教育関係団体の代表
- (2) 各種団体の代表
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条第2項各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 委員会には、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、検討事項について特に必要がある場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市子ども健全育成施策検討委員会設置要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第14号）により委員に委嘱された委員は、この条例の相当規定により委員に委嘱されたものとみなす。